算式

Ａ＜０のとき　（Ｂ×15.82205464＋Ｂ×1.41204678）×0.75

Ａ≧０のとき　（Ｂ×15.82205464－Ｂ×15.82205464×0.75）×0.75（ただし、Ｂ15.82205464×0.75－（Ｂ×15.82205464×0.75＋Ｃ＋Ｄ－Ｅ）≧０のときは、Ｂ15.82205464×0.75はＢ×15.82205464×0.75＋Ｃ＋Ｄ－Ｅとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

ａ×15.82205464×0.75＋ｂ＋ｃ－ｄ

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第30条第１項第２号に規定する人口

ｂ　法第10条第３項本文の規定により総務大臣が決定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額の算定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

ｃ　次号から第４号までに掲げる額の合算額

ｄ　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

Ｂ　符号Ａの算式の符号ａに同じ

Ｃ　符号Ａの算式の符号ｂに同じ

Ｄ　符号Ａの算式の符号ｃに同じ

Ｅ　符号Ａの算式の符号ｄに同じ

二　前年度における令和二年改正前の省令附則第十九条の五第一号の過大算定額又は過少算定額

前年度における令和二年改正前の省令附則第十九条の五第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

Ａ　前年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額

Ｂ　令和元年度減収補塡債のうち地方法人特別譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

Ｃ　前年度における令和２年改正前の省令附則第19条の５第１号の額